

裁 決 書

審査請求人

同代理人

同代理人

処 分 庁 仙台市青葉福祉事務所長

審査請求人 [REDACTED] (以下「請求人」という。)が平成29年8月10日付けで提起した生活保護法第63条の規定による費用返還決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

仙台市青葉福祉事務所長 (以下「処分庁」という。)が平成29年5月16日付けH29青保一第249号で請求人に対してした生活保護法 (昭和25年法律第144号。以下「法」という。)第63条の規定による費用返還決定処分は、これを取り消す。

第1 事案の概要

- 1 請求人は、平成28年5月12日に処分庁に、請求人、[REDACTED]の [REDACTED] 人世帯として、法に基づく保護 (以下「保護」という。)の申請をし、処分庁は同日から保護を開始した。なお、請求人は、保護の申請の際に同日付けで処分庁に収入申告書 (以下「本件収入申告書」という。)を提出しており、同申告書の「3仕送り等による収入」の「仕送りによる収入」欄には、請求人の [REDACTED] からの月額 [REDACTED] 円の仕送り収入 (以下「本件仕送り収入」という。)がある旨が記載されていたが、処分庁の職員はこれを見落とし、収入認定されなかった。
- 2 処分庁の職員は、平成29年1月20日頃、本件収入申告書を見直したところ、本件仕送り収入があることに気が付いた。また、処分庁の職員は、未申告であった平成28年12月に請求人に支給された [REDACTED] の支給額について、仙台市青葉区役所宮城総合支所保健福祉課に照会し、従前の支給額よりも増額されていることを確認した。そこで、処分庁は、これらの収入について、事実を把握した翌月である平成29年2月1日付けで収入認定した。
- 3 処分庁の職員は、平成29年4月4日に請求人宅を訪問し、請求人に「生活保護に関する届出書」を2枚渡し、そのうちの1枚には [REDACTED] の進路を、もう一枚には [REDACTED] にかかった費用を記載するよう伝えた。
- 4 請求人は、平成29年4月6日に請求人宅を訪問した処分庁の職員に、「生活保護に関する届出書」2枚及び [REDACTED] に要した経費等の挙証資料を提出した。これら届出書のうち、1枚

は、今後の進路について「[redacted]」と記載され、もう1枚には「[redacted]にかかった費用として、[redacted]と記載されていた。」

- 5 処分庁は、平成29年5月1日に本件仕送り収入及び平成28年12月支給分からの「[redacted]」の増額分の収入に相当する扶助費の取扱いを検討するためケース診断会議を開催した。同会議において処分庁は、本件仕送り収入により、平成28年6月から平成29年1月までの扶助費に合計「[redacted]」円の過支給が生じたため、法第63条の規定により費用返還を求めることとした。その上で、「[redacted]」に要した経費等のうち「[redacted]」円を自立更生のために充てられた経費であるとして返還対象額から控除し、返還額を「[redacted]」円と決定した。また、平成28年12月支給分から生じた「[redacted]」の増額により生じた「[redacted]」円の扶助費の過支給は、請求人の収入申告が遅滞したために発生したものであるとし、その全額を法第63条に基づく返還額と決定した。
- 6 処分庁は、5のケース診断会議の検討結果に基づき、請求人に対し、平成29年5月16日付けH29青保一第249号で、法第63条の規定による費用返還処分（以下「本件処分」という。）を通知した。
- 7 請求人は、本件処分を不服として、平成29年8月10日付けで本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

請求人は、概ね以下の理由により本件処分は違法又は不当であることから、その取消しを求めている。

- (1) 請求人に対する扶助費の過支給は、誠実に申告されていた「[redacted]」及び「[redacted]」につき、処分庁の怠慢によって収入認定額を誤ったことに起因して生じたものであり、請求人には何ら落ち度もなく、処分庁の責任を請求人に転嫁することは原則許されないものである。
仮に、請求人に返還を求めるべき合理的理由があったとしても、その返還額を決定するにあたっては、損害の公平な負担という見地から、収入認定額を誤った職員に対する損害賠償請求権の成否や、これを前提とした当該職員による過支給費用の全部又は一部の負担の可否についての検討が必要である（東京地方裁判所平成29年2月1日判決（平成27年（行ウ）第625号）。以下「平成29年東京地裁判決」という。）。
- (2) 請求人は「[redacted]」を目指し、「[redacted]」を目指し、それぞれに必要な「[redacted]」の支払いをし、また、「[redacted]」又は「[redacted]」を納付したが、これら支出は請求人及び「[redacted]」の自立更生を目指す真摯な目的で支出されたことは明らかであるから、審査請求書に添付した「別紙自立更生費一覧表」（以下「自立更生費一覧表」という。）に記載したその総額「[redacted]」円は、請求人世帯における自立更生に充てられた費用というべきである。なお、これら経費は、請求人代理人が開き取りする中で、比較的容易に判明したものであることから、処分庁の開き取りが十分になされたものとは言えない。
また、「[redacted]」及び「[redacted]」について、実際に「[redacted]」したにもかかわらず返還対象額から控除されていないため、事実認定に誤

りがある。

2 処分庁の主張

処分庁は、概ね以下の理由により本件処分に違法又は不当な点はなく、適法かつ適切である旨主張している。

- (1) 収入認定を誤った職員に対する損害賠償請求権の成否や、これを前提とした当該職員による過支給費用の負担の可否について、平成29年東京地裁判決の事案は、自立更生の検討を行うことなく、一方的に短期間に、考慮すべき事情を考慮することなく決定された処分であったため、法の目的や社会通念に照らして著しく妥当性を欠くとみなされたものであるのに対し、本件処分は、請求人の生活状況、過支給分の消費の状況等、可能な限り請求人から聴取することに努めたうえで処分を行っている。
- (2) 自立更生のために充てられた費用について、訪問調査においてその費目及び費用について請求人に聞き取りを行い、届出書の提出を求め、届出書を受領する際、記載内容に不足はないか確認を行っている。

請求人が提出した自立更生一覧表中、①から⑳まで（処分庁が弁明書の添付書類として提出した自立更生一覧表に付番したもの。以下同じ。）のうち、①から⑩までは事前に書面で提出されなかったため自立更生費として検討できなかったものである。

また、⑯及び⑰について、[REDACTED]は、届出書に記載されていた[REDACTED]に要した請求人及び[REDACTED]の交通費が1回分と認められたため、[REDACTED]を1回と判断したものである。さらに、⑱について、[REDACTED]は、請求人に領収書等[REDACTED]の事実を確認できる書類の提出を促したが、その後、報告や届出がなかったため、自立更生費の対象から除外したものである。

第3 理由

1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 法第4条は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」と規定している。
- (2) 法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない」と規定している。
- (3) 「生活保護手帳別冊問答集2017（以下「問答集」という。）」問13-2「扶助費の遡及支給の限度及び戻入、返還の例」は、収入の増減が明らかとなった場合の取扱いの中で、「既に支給した保護費の一部（場合によっては全部）を返還させるべき場合は、局第10の2の(8)により、その返還を要する額を次回支給月以後の収入充当額として計上することによって調整することができる。この取扱いは、遡及変更が3か月までできるので、この戻入分を翌月の収入に繰入れることができることとしたものである」としており、留意点として、「この取扱いが認められるのは、確認月からその前々月までの分として返納すべき額に限ること。したがって、それ以前の返納額は法第63条により処理すべき」としている。

なお、問答集問13-4「戻入又は返還の適用」は、扶助費の返還を要する事情が明らかとなった場合の発見月からその前々月分の処理について、戻入の決定又は次回支給月以降の収入



充当額として計上するほか、法第63条の規定による返還として決定しても差し支えないとしている。

- (4) 問答集問13-5「法第63条に基づく返還額の決定」は、第63条に基づく費用返還義務について、「原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべき」としつつ、「保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合については、次の範囲においてそれぞれの額を本来の要返還額から控除して返還額を決定する取扱いとして差し支えない」とし、「次の範囲」としてアからオまでの5項目が挙げられている。そのうちのエは、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途にあてられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として実施機関が認めた額（以下「自立更生費」という。）としている。

2 本件処分を検討について

(1) 法第63条の規定の適用について

請求人は、請求人に対する扶助費の過支給は、本件仕送り収入等について、処分庁の怠慢によって収入認定額を誤ったことに起因して生じたものであり、請求人に何ら落ち度はなく、処分庁の責任を請求人に転嫁することは原則許されない旨主張しているところ、処分庁が本件仕送り収入を見落とす等していたために、扶助費の過支給が生じたことに争いはない。

そこで、処分庁の過誤により過支給が生じたような場合において、法第63条の規定に基づいて返還請求をすること自体に違法又は不当な点がないか検討する。

イ 生活保護実務において、被保護者に急迫等の事由がある場合、保護を受けるための要件を確認できない状態で保護を行うことがあり、法第63条は、このような場合に既に行われた保護自体は有効なものとしておき、保護に要した費用を事後的に調整するための規定と考えられている。そして、同条の「急迫の場合等」とは、急迫の事由がある場合のほか、調査不足のため資力があるにもかかわらず、資力なしと誤認して保護を決定した場合や保護の実施機関が保護の程度の決定を誤って、不当に高額の設定をした場合等と考えられている（小山進次郎（平成16年）『改訂増補 生活保護法の解釈と運用』社会福祉法人全国社会福祉協議会、649頁以下参照）。

本件は、第1の1のとおり、処分庁が本件仕送り収入を見落とす等していたものであり、保護の実施機関が保護の程度の決定を誤って、不当に高額の設定をした場合といえ、法第63条の「急迫の場合等」に該当する。

ロ したがって、処分庁が過誤により過支給が生じたことから、法第63条の規定に基づいて返還請求をしたこと自体に違法又は不当な点はない。なお、1の(3)及び(4)の間答集の定めは、保護に要した費用を事後的に調整するための規定である法第63条の趣旨等からして特段不合理な点はないところ、処分庁が平成28年5月に見落としした本件仕送り収入及び同年12月に支給された[]の増額分の収入を、平成29年2月1日付で収入認定を行い、法第63条の規定に基づいて返還請求をしたことは、当該問答集の定めに沿った対応である。

(2) 返還額から自立更生費の一部を控除しなかったことについて

請求人は、第2の1の(2)のとおり、請求人世帯の自立更生費に係る処分庁の聞き取りが不十分であり、自立更生費一覧表に記載した全額を自立更生費として認めるべきと主張している。これに対して、処分庁は、第2の2の(2)のとおり、請求人世帯における各種技能取得

のための経費等は事前に書面で提出されなかったため、自立更生費として検討できなかった旨(①から⑩まで)や[redacted]した事実を提出された書類から確認できず、自立更生費として認められない旨(⑪⑫⑬)等を主張している。

そこで、処分庁が、請求人が主張する一部の自立更生費を認めずに、返還額から控除しなかったことについて、違法又は不当な点がないか検討する。

イ この点につき、法第63条は、返還すべき額について、受けた保護金品全額とせず、これに相当する金額の範囲内において保護の実施機関が定める額と規定し、保護の実施機関に一定の裁量を認めている。これは、保護金品の一部が被保護者の自立及び更生に資する形で使用された等、全額を返還させるのが不適當な場合も考え得るため、被保護者の生活状況を知りし得る保護の実施機関の裁量に委ねる趣旨であると考えられる(ただし、法第63条の趣旨からして、当該裁量が全くの自由裁量ではないことは当然である。)。そして、問答集問13-5は、1の(4)のとおり、保護の実施機関が自立更生費として社会通念上容認される程度と認めた額の範囲において、その額を本来の要返還額から控除して返還額を決定する取扱いをして差し支えないとの方針が示されているところ、当該方針は法第63条の趣旨に沿うものといえる。

そこで、保護の実施機関が法第63条に基づく返還額を決定する際には、被保護者の生活状況を踏まえ、自立更生費の有無やその額が社会通念上容認される程度であるか等について、一定の調査及び検討する必要があると考えられる。

ロ 本件において、保護を開始した平成28年5月以降、請求人が扶助費の過支給が生じていたことを認識していた事情は見当たらない(なお、一般的に被保護者が殊更に自己の収入を秘匿する等しない限り、保護の実施機関の過誤による扶助費の過支給を認識することは考えにくい)。また、自立更生費一覧表の項目をみても、一般的に直ちに保有が認められない物品等ではなく、請求人が過支給金を浪費したとはいえず、また、ケース記録票からも、処分庁が請求人は浪費を伴うような生活状況であった等と認識していた事情は見当たらない。そもそも処分庁から提出されたケース記録票によると、保護を開始した平成28年5月以降、平成29年1月に収入認定の誤認定が判明するまでの間、家庭訪問による面接を1回行っているものの、その他請求人世帯の生活状況に関する記録等は見当たらず、これらを踏まえると、処分庁が、従前から請求人世帯の生活状況や自立に向けたニーズを十分に把握していたとは言い切れない。

それにもかかわらず、処分庁は、過支給相当額については[redacted]のため費消した旨の請求人の話を受け、[redacted]に要した費用を報告するよう指示したのみで、その他に請求人世帯に係る自立更生費の有無について調査及び検討した形跡は見当たらず、また、処分庁からこのことに関する具体的主張はなされていない。特に、①から⑩までについては、請求人の[redacted]に伴う(ないし付随する)と思われる[redacted]や、[redacted]に要する費用が多く含まれている。ケース記録票によると、処分庁は、従前から請求人が[redacted]を行っていることや[redacted]が[redacted]であり、[redacted]を望んでいたことを把握していたのであるから、これら自立更生費の有無については、聞き取り等により、容易に認識し得たはずである。それにもかかわらず、処分庁は、本件処分に際して、請求人から事前に書面の提出がなかったとして、これら自立更生費の有無について何ら調査をしておらず、その判断過程に合理性を欠くことは明らかである。



また、報告を指示した[]に要する費用について、請求人から提出された書類が不十分であれば、請求人や[]から聞き取りを行うべきことは当然である。しかしながら、処分庁は、⑧の[]については、請求人及び[]から聞き取りを行うことなく、「[]」の記載から[]は1回だと判断しているが、同記載から直ちにそのような判断をすることは困難であり、独自の解釈と言わざるを得ないし、⑨の[]については、事実確認の書類を促したと主張するが、ケース記録票等にそのような記録は見当たらず、また、処分庁からもこのことに関する具体的主張はなされていないことから、実際に請求人との間で十分なやりとりがなされたかは疑わしい。

したがって、本件処分は、自立更生費を認定するに当たっての必要な調査及び検討が十分に行われたものと認められないことから、自立更生費の一部を控除しないとした処分庁の判断は違法又は不当であると言わざるを得ない。

(3) 処分庁の過失により生じた過支給であることについて

その他、請求人は、本件処分において、収入認定を誤った職員に対する損害賠償請求権の成否や、これを前提とした当該職員による過支給費用の全部又は一部の負担の可否について検討がなされていないことから違法であると主張する。しかしながら、東京地裁平成29年判決が本件にも直ちに妥当するとは言い切れない。また、法第63条に基づく返還にあたり、処分庁の過失分を考慮して処分内容を決定する法令等の定めは見当たらず、仮に被保護者に損害が発生したのであれば、別途損害賠償請求することは妨げられていないのであるから、本件処分において、職員に対する損害賠償請求権の成否等が検討されていないからといって、直ちに本件処分が違法であるとはいえない。

第4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成30年 3月29日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

